

制が確実に確保できるかを審査要素に加味するとともに、価格以外の技術面の要素が十分に評価されるようにすると述べている。

下請けを含む施工体制についての情報開示はオープンブック方式といわれ、宮城県や長野県で採用されている。宮城県では、雇用状況や労務費に関しては、職種別に元請及び下請業者ごとの雇用人数と日当たり賃金、延べ労働人数などの開示を求めており、下請業者や労働者へのしわ寄せ等にチェックが入ることで、公共工事の品質確保に有効と判断している。

2) 入札ボンドの活用

(1) 契約保証の現状

入札参加者には、落札した場合の契約締結を担保するため、入札保証金またはこれに代わる担保の提供が義務付けられているが、現実には落札した者が契約拒否をすることはないため、ほとんどの場合、入札保証金等は免除されている。

また、契約を行おうとする者は、契約の履行を担保するため、契約保証金またはこれに代わる担保の提供が義務付けられており、現実にはほとんどの場合、履行保証の形で損害保険会社等の金融機関等の保証を付けている。履行ボンドは、現在行われている履行保証の一形態として位置付けられるものである。

国土交通省の「入札ボンド制度の実施要領」では、入札ボンドを履行保証の予約機能を有するものとしており、入札保証と契約後の履行保証をカバーするものと位置付けている。

(2) 入札ボンドの利点

ボンド制度は、金融機関等の引受機関が、入札参加希望の建設業者の資金力、過去の工事経歴、契約遂行能力などについて幅広い観点から企業評価を行い、ボンド発行（与信）を行うものであり、業者毎の全体の与信枠と工事一件ごとの与信枠も設定される。

そうしたことから、ボンド制度は、引受機関が与信審査や与信枠管理を通じ入札前の段階で適切な業者選定に大きな役割を果たすものである。経営基盤のしっかりした業者により競争が行われることが、発注に伴うリスクの問題と適切な施工を確保する上で重要な課題であり、入札参加時点で保証を求めることは、発注者のリスク回避の手法として大きな効果が期待されている。

3. 水道事業の特殊性

3-1. 地域要件とは

1) 水道事業者の入札における地域要件の現状

本小委員会アンケート調査結果によれば、地元業者育成といった観点から、地域性を考慮して入札を行っているかとの設問に対し、「ほぼ全てに行っている」との回答が50.8%、また、「配管工事のみ行っている」との回答が20.0%ある。合わせると70.8%と多くの小規模水道事業者が、地域性を考慮した入札を行っている結果となった(表16)。

漏水修繕等に速やかに対応する必要性から地元業者を優先して指名する水道事業者が多いことが伺える。

その他の業種の工事でも、地元業者育成の観点から、入札参加資格者に地元所在の業者であること等を条件に付ける場合も多く、最近は公共事業の削減傾向などに伴い、さらに厳しい地域要件を付加する水道事業者もあると思われる。

表16 入札時における地元育成など地域性考慮の有無

(有効回答数120事業者)

区 分	ほぼ全てに行っている	特に行っていない	配管工事のみ行っている	その他
事業体数	61(50.8)	29(24.2)	24(20.0)	6(5.0)

※本会正会員(給水人口3万人以下から地域性を考慮して抽出した195水道事業者)に対する調査結果
 ※()内は該当事業体数の割合(%)

2) 地域要件の問題点

地域要件の設定は、一般行政における地域経済の活性化政策と関連するが、地域要件を付加した入札を行う際には、競争入札制度の利点を減じないように注意を払う必要がある。地域要件の付け方次第では、地元業者が地元外の業者との競争が無くなることにより、経営体質の強化が遅れるなどといった、本来の地元業者育成、地域経済の活性化に逆行しかねない恐れがある。

3-2. 地元業者育成の妥当性

市民生活の根幹をなすライフラインである水道は、事故・災害時に速やかな復旧が必要であり、地元業者の技術力向上や経営体質強化が重要である。そこで、地元経済の活性化に加え、地元業者育成を特に考慮し、地域要件を重視した入札を各水道事業者は行なってきた。

一方、地方公営企業である水道事業者は、企業活動一般に通じる経済性を発揮することが求められている。平成の大合併や簡易水道に対する国庫補助制度の見直しなどにより多

くの水道事業者は、簡易水道との事業統合を控え、さらなる経営効率化の必要性に直面している。

品確法においても「価格及び品質が総合的に優れた内容」が求められており、各工事案件に相応しい技術的能力を持つ業者をどのように選定するかが重要である。

地域要件をつけた入札を行なう際には、地元業者育成と競争性のバランスをうまく取り、その結果として、地域経済の活性化がもたらされることが重要である。

以下、具体的な検討事項に付いては次のとおりである。

1) 地元業者と大手業者とのJV方式

大規模工事等の際に、地元業者と大手業者が組む事を義務付けるJV方式が、「地元業者への技術移転」等を目的に行なわれているケースがある。しかし、基本的に地元業者には施工できない工事であることが多いためJV方式を採用しているのであり、施工の効率性を阻害しないか、この形態を採用する際には、工事案件毎に十分な検討が必要であると思われる。

2) 中小水道事業者の地域要件の設定

地元業者優先の入札を行なう際には、競争性が十分に発揮されることと地元業者育成とのバランスをうまく取ることが重要である。競争性が確保された入札結果であれば、地元業者からの優先的な調達も、水道使用者の理解を得やすい。

しかしながら、地元に必要な入札参加者数が確保されれば問題ないが、地元だけでは業者が少ない場合には、近隣自治体で同一経済圏の業者を入れていく等も検討するのが妥当と思われる。

競争性を確保できない狭い範囲での地域要件の設定が、逆に地元業者の体質強化等に悪影響を及ぼし、地域経済の活性化に逆行しないように配慮する必要がある。

3) 配水管布設工事の特性

水道事業者は常時安定したライフラインを確保し、緊急突発的な漏水修繕等に速やかに対応する必要があり、そのために地元業者の育成が必要となる。

従って、配水管布設工事については、工事内容・金額区分などにより、地元業者優先枠を作るなど、地元業者の技術習熟・育成や受注機会の確保について検討する必要がある。

4) 工事請負実績要件

入札・契約適正化指針にある「地域要件」とは、単に事業所の所在地が地元であると

ということのみではなく、工事請負実績を競争参加資格とすることを意味している。業種によっては、当初請負業者がその後の改良工事の入札でも連続して落札するケースが多く見られる。

運用の安全性からやむを得ない面もあるが、更新の際には新規参入が可能となる仕様書を作成することや、入札参加資格設定に際しては、特定業者に有利とならぬよう十分な配慮が必要である。

例えば「〇〇〇（方式）、またはこれと同等品」という仕様書を作成しても、実際には、具体的に指定された特定メーカーの方式が採用されることが多いことなどが挙げられる。

発注者が求める性能を満たす範囲であれば、できうる限り様々な技術・方式を許容する仕様書を作成するよう、注意することも重要である。

4. その他

4-1. 官民のコラボレーション

これからの水道事業の健全な継続と発展には、官学産のコラボレーションが不可欠である。官学産各々の役割と協働の概要を図で示すと次のようになる（図4）。

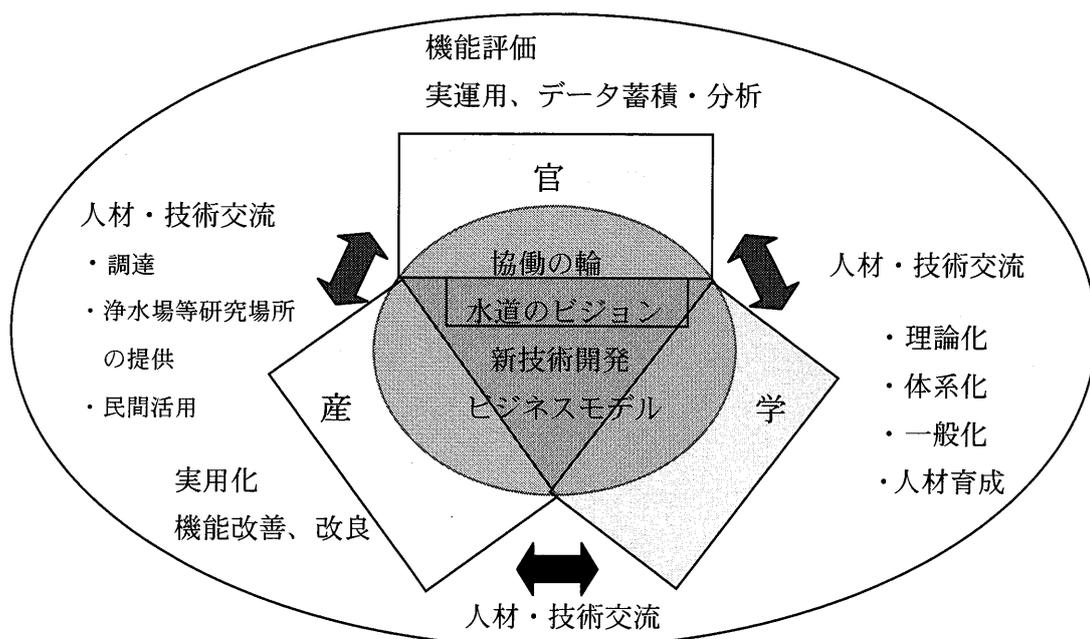


図4 官学産の役割

1) 新技術開発

水道技術の進展は日進月歩であり、新技術の採用は、水質の更なる向上や処理コスト